

平成 25 年 介護サービス施設・事業所調査の概況

目 次

調査の概要	1 頁
結果の概要	
【基本票編】	
施設・事業所の状況	
(1) 施設数、事業所数	3
(2) 施設別定員の状況	4
(3) 定員階級別施設数及び構成割合	4
【詳細票編】	
1 施設・事業所の状況	
(1) 開設（経営）主体別施設・事業所数の構成割合	5
2 居宅サービス事業所の状況	
(1) 利用人員階級別事業所数の構成割合	7
(2) 要介護（要支援）度別利用者数の構成割合	8
(3) 利用者 1 人当たり利用回数	9
(4) 認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居（ユニット）の状況	10
3 訪問看護ステーションの利用者の状況	
(1) 要介護（要支援）度別利用者の状況	11
(2) 性・年齢階級別利用者数の構成割合《利用者票》	12
(3) 同居家族の状況《利用者票》	12
(4) 利用者の認知症の状況《利用者票》	13
4 介護保険施設の状況	
(1) 定員、在所者数、利用率	14
(2) 室定員別室数の構成割合	14
(3) 介護老人福祉施設におけるユニットケア（ユニット型及び一部ユニット型）の状況	15
(4) 介護老人保健施設におけるユニットケア（ユニット型及び一部ユニット型）の状況	15
(5) 要介護度別在所者数の構成割合	16
5 介護保険施設の利用者の状況	
(1) 性・年齢階級別在所者数の構成割合《利用者票》	17
(2) 在所者の認知症の状況《利用者票》	18
(3) 在所者の認知症と寝たきりの状況《利用者票》	18
(4) 退所者の入退所の経路《利用者票》	19
(5) 利用料の状況《利用者票》	20
6 従事者の状況	
(1) 1 施設・事業所当たり常勤換算従事者数	21
(2) 1 事業所当たり常勤換算看護・介護職員数	22
(3) 介護保険施設の常勤換算看護・介護職員 1 人当たり在所者数	22
統計表	23
用語の定義	26

平成25年介護サービス施設・事業所調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載しています。
アドレス (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/24-22-2.html>)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 基本票

都道府県を対象とし、調査対象施設・事業所の全数を把握した。

(2) 詳細票

介護保険制度における全国の介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設を対象とし、これらの施設・事業所の全数を調査客体とした（（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、医療施設がみなしで行っている（介護予防）訪問看護及び（介護予防）通所リハビリテーションを除く。）。

	基本票		詳細票		
	調査対象 施設・事業所数 1)	集計施設・ 事業所数 2)	回収施設・ 事業所数 3)	集計施設・ 事業所数 4)	回収率 (%) 3)/1)
介護予防サービス事業所					
介護予防訪問介護	32 835	31 908	26 577	26 022	80.9
介護予防訪問入浴介護	2 211	2 146	1 923	1 871	87.0
介護予防訪問看護ステーション	7 186	6 981	6 460	6 314	89.9
介護予防通所介護	36 442	36 097	31 851	31 635	87.4
介護予防通所リハビリテーション	7 015	6 832	6 264	6 216	89.3
介護予防短期入所生活介護	9 091	9 060	8 293	8 273	91.2
介護予防短期入所療養介護	5 311	5 199	4 796	4 756	90.3
介護予防特定施設入居者生活介護	3 938	3 930	3 677	3 672	93.4
介護予防福祉用具貸与	7 873	7 671	6 408	6 287	81.4
特定介護予防福祉用具販売	8 080	7 858	6 540	6 407	80.9
地域密着型介護予防サービス事業所					
介護予防認知症対応型通所介護	4 039	3 857	3 639	3 484	90.1
介護予防小規模多機能型居宅介護	3 691	3 670	3 268	3 251	88.5
介護予防認知症対応型共同生活介護	11 777	11 702	10 520	10 457	89.3
介護予防支援事業所（地域包括支援センター）	4 542	4 539	4 265	4 262	93.9
居宅サービス事業所					
訪問介護	33 761	32 761	27 185	26 576	80.5
訪問入浴介護	2 429	2 344	2 103	2 033	86.6
訪問看護ステーション	7 399	7 153	6 632	6 458	89.6
通所介護	38 510	38 127	33 399	33 163	86.7
通所リハビリテーション	7 236	7 047	6 449	6 407	89.1
短期入所生活介護	9 477	9 445	8 651	8 630	91.3
短期入所療養介護	5 486	5 377	4 955	4 925	90.3
特定施設入居者生活介護	4 206	4 197	3 922	3 914	93.2
福祉用具貸与	8 102	7 864	6 524	6 378	80.5
特定福祉用具販売	8 128	7 902	6 567	6 429	80.8
地域密着型サービス事業所					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	284	281	230	228	81.0
夜間対応型訪問介護	215	196	152	139	70.7
認知症対応型通所介護	4 382	4 193	3 923	3 762	89.5
小規模多機能型居宅介護	4 253	4 230	3 749	3 730	88.1
認知症対応型共同生活介護	12 067	12 048	10 773	10 760	89.3
地域密着型特定施設入居者生活介護	263	263	238	238	90.5
複合型サービス	74	74	62	62	83.8
地域密着型介護老人福祉施設	1 107	1 106	1 034	1 033	93.4
居宅介護支援事業所	39 201	37 540	34 133	32 956	87.1
介護保険施設					
介護老人福祉施設	6 762	6 754	6 217	6 212	91.9
介護老人保健施設	4 000	3 993	3 687	3 683	92.2
介護療養型医療施設	1 666	1 647	1 525	1 509	91.5

注：1) 調査対象施設・事業所数は、休止中の施設・事業所数を含む。

2) 基本票の集計施設・事業所数は、活動中の施設・事業所数である。

3) 回収施設・事業所数は、調査した結果、回収のあった施設・事業所数である。

4) 詳細票の集計施設・事業所数は、回収施設・事業所数のうち活動中の施設・事業所数である。

(3) 介護保険施設及び訪問看護ステーションの利用者票

全国の介護保険施設の入所者を対象とし、全国の介護保険施設から3,220施設の抽出を行い、平成25年9月末の在籍者の1/2（介護療養型医療施設である診療所については全数）及び9月中の退所者の全数を調査客体とした。また、全国の訪問看護ステーションの利用者を対象とし、全国の訪問看護ステーションから1,660事業所の抽出を行い、平成25年9月中の利用者の1/2を調査客体とした。

3 調査の時期

平成25年10月1日

4 調査事項

(1) 基本票

- ① 施設基本票： 法人名、施設名、所在地、活動状況、定員
- ② 事業所基本票： 法人名、事業所名、所在地、活動状況

(2) 詳細票

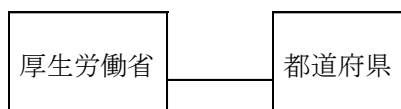
- ① 介護保険施設： 開設・経営主体、在籍者数、居室等の状況、従事者数等
- ② 居宅サービス事業所等： 開設・経営主体、利用者数、従事者数等

(3) 利用者票

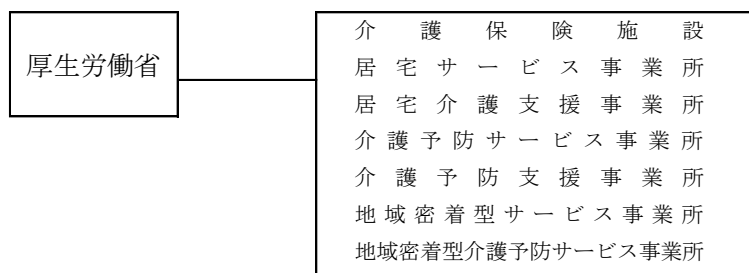
要介護度、認知症高齢者の日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）等

5 調査の方法及び系統

(1) 基本票



(2) 詳細票（利用者票を含む）



※ 調査の方法及び系統について

- ・ 平成20年調査までは、施設・事業所に対し都道府県・指定都市・中核市による調査票の配布・回収（一部の調査票は厚生労働省（平成20年調査のみ、厚生労働省が委託した民間事業者）による郵送）により調査を実施した。
- ・ 平成21～23年調査は、施設・事業所に対し厚生労働省が委託した民間事業者による調査票の配布・回収（郵送）により調査を実施した。
- ・ 平成24～25年調査は、行政情報から把握可能な項目を基本票として、都道府県に対しオンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施し、それ以外の項目を詳細票として、施設・事業所に対し厚生労働省が委託した民間事業者による調査票の配布・回収（郵送）により調査を実施した。

6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の1/2未満の場合	0.0
減少数（率）の場合	△

(2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。

(3) この概況に掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(4) 複数のサービスを提供している事業所は、それぞれのサービスを提供している事業所数に計上している。例えば、1事業所において介護予防サービスと介護サービスを提供している場合、それぞれのサービスを提供している個々の事業所数に計上している。

結果の概要

【基本票編】

この結果は、基本票で把握した調査対象施設・事業所のうち、平成25年10月1日現在で活動中の施設・事業所について集計したものである。

施設・事業所の状況

(1) 施設数、事業所数

介護予防サービスの事業所数をみると、介護予防訪問介護が31,908事業所、介護予防通所介護が36,097事業所となっており、介護サービスの事業所数をみると、訪問介護が32,761事業所、通所介護が38,127事業所となっている。

介護保険施設では、介護老人福祉施設が6,754施設、介護老人保健施設が3,993施設、介護療養型医療施設が1,647施設となっている。(表1)

表1 施設数、事業所数（基本票）

	平成25年 (2013)	平成24年 (2012)	各年10月1日現在 対前年	
			増減数	増減率(%)
介護予防サービス事業所				
介護予防訪問介護	31 908	30 269	1 639	5.4
介護予防訪問入浴介護	2 146	2 195	△ 49	△ 2.2
介護予防訪問看護ステーション	6 981	6 457	524	8.1
介護予防通所介護	36 097	32 432	3 665	11.3
介護予防通所リハビリテーション	6 832	6 700	132	2.0
介護予防短期入所生活介護	9 060	8 600	460	5.3
介護予防短期入所療養介護	5 199	5 337	△ 138	△ 2.6
介護予防特定施設入居者生活介護	3 930	3 710	220	5.9
介護予防福祉用具貸与	7 671	7 479	192	2.6
特定介護予防福祉用具販売	7 858	7 697	161	2.1
地域密着型介護予防サービス事業所				
介護予防認知症対応型通所介護	3 857	3 854	3	0.1
介護予防小規模多機能型居宅介護	3 670	3 337	333	10.0
介護予防認知症対応型共同生活介護	11 702	11 445	257	2.2
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	4 539	4 430	109	2.5
居宅サービス事業所				
訪問介護	32 761	31 075	1 686	5.4
訪問入浴介護	2 344	2 410	△ 66	△ 2.7
訪問看護ステーション	7 153	6 590	563	8.5
通所介護	38 127	34 107	4 020	11.8
通所リハビリテーション	7 047	7 023	24	0.3
短期入所生活介護	9 445	8 980	465	5.2
短期入所療養介護	5 377	5 490	△ 113	△ 2.1
特定施設入居者生活介護	4 197	3 941	256	6.5
福祉用具貸与	7 864	7 644	220	2.9
特定福祉用具販売	7 902	7 724	178	2.3
地域密着型サービス事業所				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	281	76	205	269.7
夜間対応型訪問介護	196	188	8	4.3
認知症対応型通所介護	4 193	4 158	35	0.8
小規模多機能型居宅介護	4 230	3 885	345	8.9
認知症対応型共同生活介護	12 048	11 729	319	2.7
地域密着型特定施設入居者生活介護	263	238	25	10.5
複合型サービス	74	15	59	393.3
地域密着型介護老人福祉施設	1 106	954	152	15.9
居宅介護支援事業所	37 540	35 885	1 655	4.6
介護保険施設				
介護老人福祉施設	6 754	6 590	164	2.5
介護老人保健施設	3 993	3 931	62	1.6
介護療養型医療施設	1 647	1 759	△ 112	△ 6.4

注: 複数サービスを提供している事業所は、各々に計上している。

(2) 施設別定員の状況

介護保険施設の種類ごとに定員をみると、介護老人福祉施設が 488,659 人、介護老人保健施設が 357,246 人、介護療養型医療施設が 71,891 人となっている。

介護保険施設の種類ごとに 1 施設当たりの定員をみると、介護老人福祉施設が 72.4 人、介護老人保健施設が 89.5 人、介護療養型医療施設が 43.6 人となっている。(表 2)

表 2 施設数、定員、1 施設当たり定員 (基本票)

各年10月1日現在

	施設数		定員(人)		1 施設当たり定員 (人)	
	平成25年 (2013)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成24年 (2012)
介護老人福祉施設	6 754	6 590	488 659	475 695	72.4	72.2
介護老人保健施設	3 993	3 931	357 246	352 182	89.5	89.6
介護療養型医療施設	1 647	1 759	71 891	76 435	43.6	43.5

注:介護療養型医療施設における「定員」は、介護指定病床数である。

(3) 定員階級別施設数及び構成割合

介護保険施設の種類ごとに定員階級別施設数の構成割合をみると、介護老人福祉施設は「50～59 人」が 33.3%、介護老人保健施設は「100～109 人」が 39.0%、介護療養型医療施設は「1～9 人」が 19.9%と、それぞれ最も多くなっている (表 3)。

表 3 定員階級別施設数及び構成割合 (基本票)

平成25年10月1日現在

	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型医療施設	
	施設数	構成割合 (%)	施設数	構成割合 (%)	施設数	構成割合 (%)
総 数	6 754	100.0	3 993	100.0	1 647	100.0
1～ 9 人	・	・	3	0.1	327	19.9
10～ 19	・	・	60	1.5	311	18.9
20～ 29	・	・	125	3.1	160	9.7
30～ 39	252	3.7	29	0.7	154	9.4
40～ 49	150	2.2	62	1.6	162	9.8
50～ 59	2 247	33.3	333	8.3	143	8.7
60～ 69	533	7.9	193	4.8	122	7.4
70～ 79	692	10.2	231	5.8	25	1.5
80～ 89	1 284	19.0	598	15.0	33	2.0
90～ 99	346	5.1	324	8.1	49	3.0
100～ 109	724	10.7	1 556	39.0	30	1.8
110～ 119	149	2.2	51	1.3	29	1.8
120～ 129	129	1.9	97	2.4	29	1.8
130～ 139	77	1.1	43	1.1	7	0.4
140～ 149	36	0.5	53	1.3	6	0.4
150 人以上	135	2.0	235	5.9	60	3.6

注:介護療養型医療施設における「定員」は、介護指定病床数である。

【 詳細票編 】

この結果は、基本票で把握した調査対象施設・事業所について、平成25年10月1日現在の状況を詳細票により調査し、回収された施設・事業所のうち活動中の施設・事業所について集計したものである。

調査方法を変更したこと等により、施設・事業所数、在所者数、利用者数、従事者数等については、実数での年次比較は行っていない。

1 施設・事業所の状況

(1) 開設（経営）主体別施設・事業所数の構成割合

介護サービス事業所の開設（経営）主体別に事業所数の構成割合をみると、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護ステーション、通所介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービスでは「営利法人（会社）」が最も多くなっている。

介護予防支援事業所（地域包括支援センター）では「社会福祉法人」が51.9%と最も多く、居宅介護支援事業所では「営利法人（会社）」が47.3%と最も多くなっている。（表4、図1）

介護保険施設の開設主体別に施設数の構成割合をみると、介護老人福祉施設では「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」が92.5%と最も多く、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設では「医療法人」が74.2%、82.3%と最も多くなっている（表5）。

表4 開設（経営）主体別事業所数の構成割合（詳細票）

（単位：%）

平成25年10月1日現在

	総数	地方公共団体	日本赤十字社・社会保険関係団体	社会福祉法人	医療法人	社団・財団法人	協同組合	営利法人（会社）	特定非営利活動法人（NPO）	その他
居宅サービス事業所										
（訪問系）										
訪問介護	100.0	0.4	...	20.0	6.1	1.2	2.7	64.0	5.3	0.4
訪問入浴介護	100.0	0.5	...	37.3	1.9	0.8	0.5	58.3	0.6	0.0
訪問看護ステーション	100.0	2.9	2.5	8.0	34.7	11.3	3.1	35.3	1.8	0.4
（通所系）										
通所介護	100.0	0.8	...	29.0	6.6	0.7	1.6	56.3	4.6	0.4
通所リハビリテーション	100.0	3.1	1.4	9.3	76.5	2.9	...	0.0	...	6.8
介護老人保健施設	100.0	3.8	2.1	16.7	73.6	3.1	0.8
医療施設	100.0	2.4	0.7	1.4	79.6	2.6	...	0.1	...	13.2
（その他）										
短期入所生活介護	100.0	2.8	...	81.7	3.8	0.1	0.4	10.6	0.5	0.1
短期入所療養介護	100.0	4.1	1.7	11.6	76.9	2.9	...	-	...	2.8
介護老人保健施設	100.0	3.9	2.0	15.9	74.2	3.0	1.0
医療施設	100.0	4.8	1.0	0.6	83.6	2.6	...	-	...	7.5
特定施設入居者生活介護	100.0	1.0	...	24.1	4.9	0.6	0.3	67.9	0.5	0.7
福祉用具貸与	100.0	0.1	...	2.4	1.3	0.3	1.9	93.0	0.6	0.4
特定福祉用具販売	100.0	0.0	...	1.5	0.9	0.2	1.8	94.6	0.6	0.3
地域密着型サービス事業所										
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	100.0	-	...	28.1	14.9	2.6	2.2	49.6	2.6	-
夜間対応型訪問介護	100.0	0.7	...	28.1	12.9	2.9	0.7	51.8	2.9	-
認知症対応型通所介護	100.0	0.5	...	46.7	12.1	1.0	1.5	31.7	6.3	0.2
小規模多機能型居宅介護	100.0	0.1	...	31.2	13.1	0.8	1.7	45.8	7.0	0.4
認知症対応型共同生活介護	100.0	0.1	...	23.8	17.3	0.4	0.5	53.1	4.7	0.2
地域密着型特定施設入居者生活介護	100.0	-	...	31.1	13.9	0.8	0.4	51.3	2.5	-
複合型サービス	100.0	-	...	9.7	32.3	4.8	1.6	43.5	8.1	-
地域密着型介護老人福祉施設	100.0	8.8	-	91.2
介護予防支援事業所（地域包括支援センター）	100.0	29.0	...	51.9	12.4	3.6	0.9	1.6	0.5	0.1
居宅介護支援事業所	100.0	1.0	...	25.9	16.5	2.6	2.6	47.3	3.4	0.5

注：訪問看護ステーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、地域密着型介護老人福祉施設については、開設主体であり、それ以外は、経営主体である。

図1 経営主体別事業所数（構成割合）の年次推移

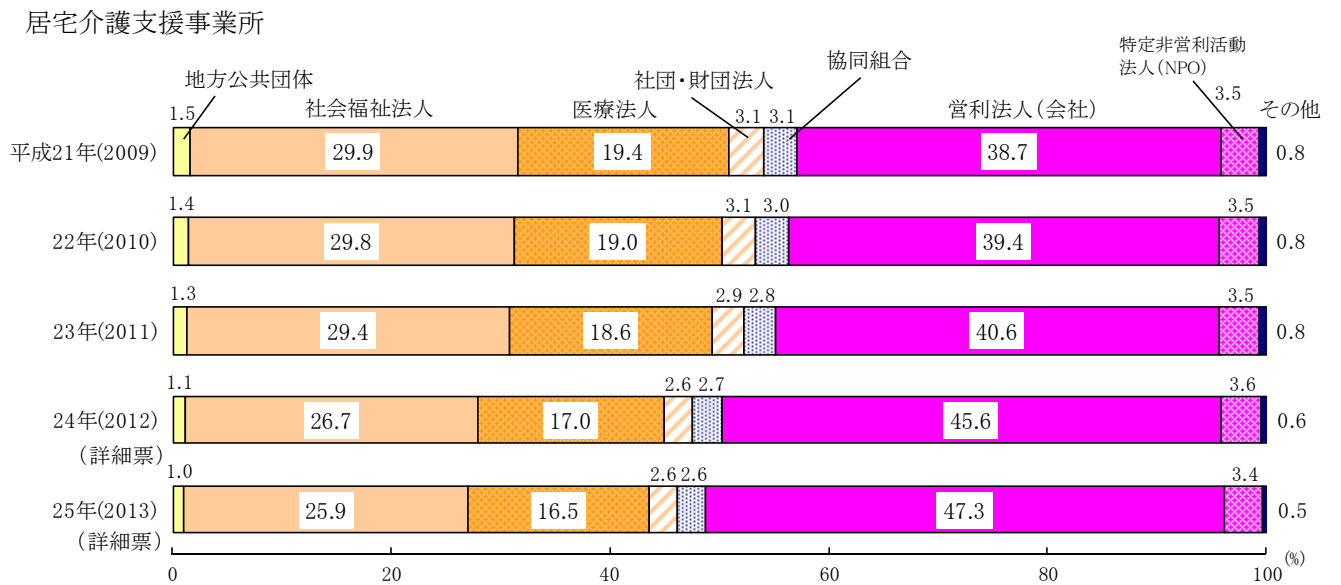
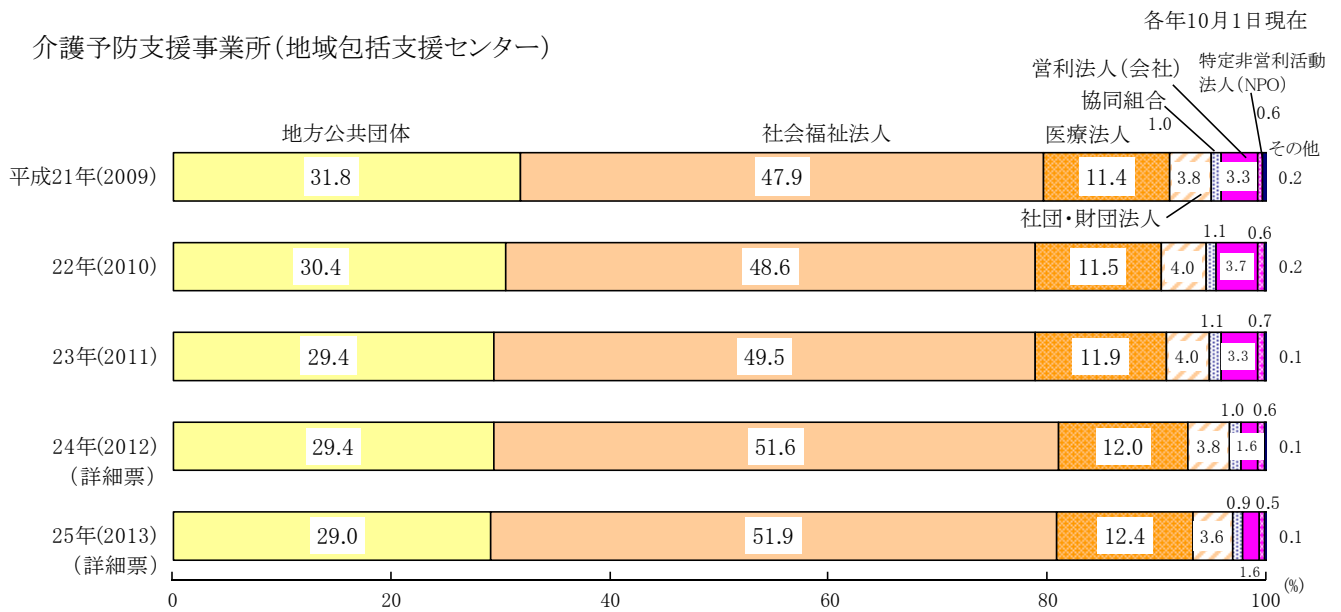


表5 開設主体別施設数の構成割合（詳細票）

(単位: %)

平成25年10月1日現在

	総数	都道府県	市区町村	広域連合・一部事務組合	日本赤十字社・社会保険関係団体	社会福祉協議会	社会福祉法人(社会福祉協議会以外)	医療法人	社団・財団法人	その他の法人	その他
介護保険施設											
介護老人福祉施設	100.0	0.9	4.7	1.7	0.1	0.2	92.5	・	・	...	・
介護老人保健施設	100.0	0.1	3.9	0.5	1.9	-	15.5	74.2	2.8	1.0	0.1
介護療養型医療施設	100.0	-	4.5	0.4	0.9	-	1.1	82.3	2.7	0.5	7.6

2 居宅サービス事業所の状況

(1) 利用人員階級別事業所数の構成割合

平成25年9月中の利用人員階級別に事業所数の構成割合をみると、介護予防サービスでは「1～9人」が多くなっており、介護サービスでは「1～19人」、「20～39人」が多くなっている。

1事業所当たりの利用者数をみると、介護予防サービスでは介護予防支援事業所（地域包括支援センター）が223.8人、介護予防通所リハビリテーションが19.0人、介護予防訪問介護が16.9人となっている。

また、介護サービスでは居宅介護支援事業所が65.3人、訪問看護ステーションが61.2人、通所リハビリテーションが60.7人となっている。（表6、表7）

表6 利用人員階級別事業所数の構成割合（介護予防サービス）（詳細票）

(単位:%) 平成25年10月1日現在

	総数	利用者なし	1～9人	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80人以上	9月中の1事業所当たり利用者数(人) ①
介護予防サービス事業所												
(訪問系)												
介護予防訪問介護	100.0	13.1	38.2	22.5	12.0	6.4	3.4	1.6	1.0	0.6	1.2	16.9
介護予防訪問入浴介護	100.0	84.6	15.4	-	-	-	-	-	-	-	-	1.3
介護予防訪問看護ステーション ②)	100.0	17.6	67.6	11.1	2.5	0.6	0.2	0.1	0.1	0.0	0.2	6.3
(通所系)												
介護予防通所介護	100.0	9.6	45.0	24.2	11.0	4.6	2.5	1.1	0.6	0.4	0.9	14.5
介護予防通所リハビリテーション	100.0	6.6	32.0	29.1	15.8	7.0	4.1	2.1	1.1	0.8	1.4	19.0
介護老人保健施設	100.0	4.8	34.0	30.3	15.8	7.0	3.9	1.9	1.0	0.4	1.0	17.8
医療施設	100.0	8.6	29.8	27.9	15.8	7.1	4.3	2.3	1.3	1.2	1.8	20.3
(その他)												
介護予防短期入所生活介護 ③)	100.0	48.0	51.5	0.5	-	-	0.0	-	-	-	-	2.2
介護予防短期入所療養介護	100.0	83.7	16.3	0.0	-	-	-	-	-	-	-	1.5
介護老人保健施設	100.0	79.1	20.9	0.0	-	-	-	-	-	-	-	1.5
医療施設	100.0	96.6	3.4	-	-	-	-	-	-	-	-	1.2
介護予防福祉用具貸与	100.0	17.6	27.5	12.5	7.9	5.6	4.3	3.2	2.5	2.0	16.9	61.7
介護予防特定施設入居者生活介護	100.0	14.1	63.6	18.1	3.1	0.9	0.1	0.1	0.0	-	0.1	7.3
地域密着型介護予防サービス事業所												
介護予防認知症対応型通所介護	100.0	85.1	14.8	0.1	0.0	-	-	-	-	-	-	1.7
介護予防小規模多機能型居宅介護	100.0	28.4	70.5	1.0	0.0	-	-	-	-	-	-	2.9
介護予防認知症対応型共同生活介護	100.0	93.6	6.4	-	-	-	-	-	-	-	-	1.2
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	100.0	1.8	0.9	1.5	1.5	2.4	2.3	2.4	2.8	2.6	81.8	223.8

注:1)「9月中の1事業所当たり利用者数」は、「利用者なし」の事業所を除いて算出した。

2) 介護予防訪問看護ステーションは、健康保険法等のみによる利用者を含まない。

3) 介護予防短期入所生活介護は、空床利用型の事業所を含まない。

表7 利用人員階級別事業所数の構成割合（介護サービス）（詳細票）

(単位:%) 平成25年10月1日現在

	総数	利用者なし	1～19人	20～39	40～59	60～79	80～99	100～119	120～139	140～159	160人以上	9月中の1事業所当たり利用者数(人) ①
居宅サービス事業所												
(訪問系)												
訪問介護	100.0	3.8	37.2	31.1	14.9	6.6	2.9	1.4	0.6	0.5	1.1	34.1
訪問入浴介護	100.0	4.4	39.9	25.1	15.2	7.7	3.1	2.6	0.9	0.4	0.7	33.9
訪問看護ステーション ②)	100.0	2.3	14.4	23.4	21.6	14.6	9.6	4.6	3.0	2.0	4.5	61.2
(通所系)												
通所介護	100.0	2.2	29.8	30.8	18.9	11.3	4.5	1.5	0.5	0.2	0.4	37.7
通所リハビリテーション	100.0	4.2	11.3	20.7	22.1	17.5	11.3	5.8	3.2	1.6	2.2	60.7
介護老人保健施設	100.0	1.3	6.4	17.2	22.1	20.2	14.7	8.1	4.6	2.3	3.2	69.8
医療施設	100.0	7.3	16.5	24.4	22.2	14.6	7.8	3.4	1.8	0.9	1.2	50.4
(その他)												
短期入所生活介護 ③)	100.0	1.8	22.7	36.5	22.5	10.5	3.9	1.1	0.5	0.3	0.2	38.1
短期入所療養介護	100.0	30.9	51.6	13.0	3.3	0.8	0.3	0.1	0.1	0.0	0.0	14.7
介護老人保健施設	100.0	14.5	62.2	17.1	4.5	1.0	0.4	0.1	0.1	0.0	0.1	15.6
医療施設	100.0	73.3	24.2	2.1	0.4	0.1	-	-	-	-	-	7.3
福祉用具貸与	100.0	9.4	21.0	9.8	7.4	5.8	4.5	4.0	3.4	3.0	31.6	201.5
特定施設入居者生活介護	100.0	1.1	16.6	42.8	27.8	8.0	2.3	0.6	0.3	0.2	0.2	37.6
地域密着型サービス事業所												
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ④)	100.0	16.2	65.4	11.4	3.5	1.8	0.9	0.4	0.4	-	-	16.3
夜間対応型訪問介護	100.0	19.4	32.4	17.3	9.4	10.1	2.9	3.6	1.4	0.7	2.9	44.2
認知症対応型通所介護	100.0	10.7	57.9	28.7	2.0	0.4	0.1	-	-	-	0.1	16.6
小規模多機能型居宅介護	100.0	1.7	67.0	31.3	-	-	-	-	-	-	-	16.4
認知症対応型共同生活介護	100.0	1.5	93.1	5.3	0.0	-	-	-	-	-	-	14.5
地域密着型特定施設入居者生活介護	100.0	3.4	31.1	65.5	-	-	-	-	-	-	-	21.9
複合型サービス	100.0	-	61.3	38.7	-	-	-	-	-	-	-	15.6
地域密着型介護老人福祉施設	100.0	-	9.9	90.1	-	-	-	-	-	-	-	25.9
居宅介護支援事業所	100.0	3.2	15.3	24.8	14.7	12.5	9.3	6.9	4.6	2.9	5.7	65.3

注:1)「9月中の1事業所当たり利用者数」は、「利用者なし」の事業所を除いて算出した。

2) 訪問看護ステーションは、健康保険法等の利用者を含む。

3) 短期入所生活介護は、空床利用型の事業所を含まない。

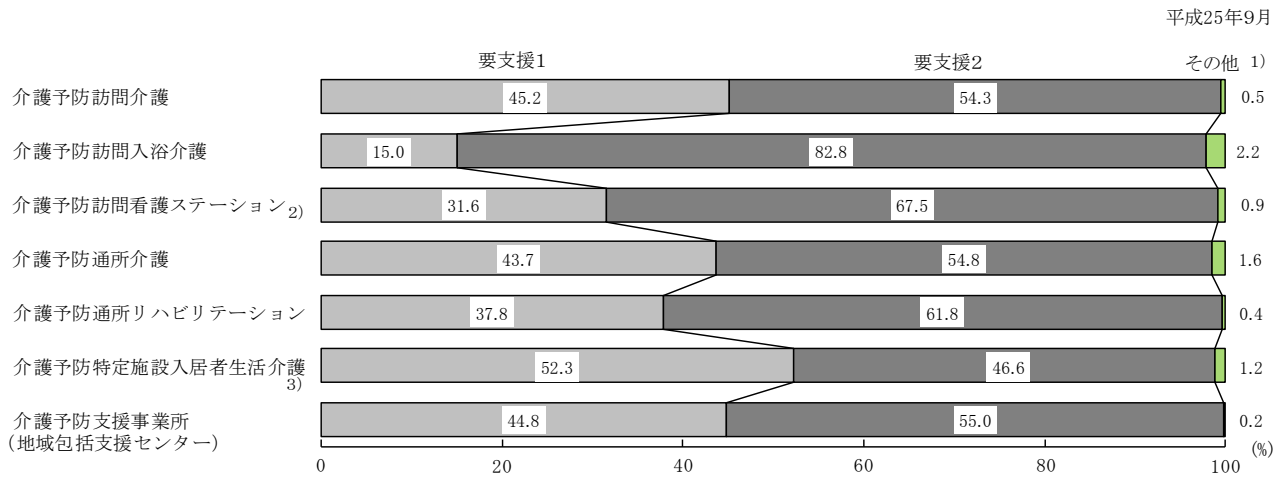
4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、健康保険法等の利用者を含み、連携型事業所の訪問看護利用者を含まない。

(2) 要介護（要支援）度別利用者数の構成割合

介護予防サービスの要支援度別に平成25年9月中の利用者数の構成割合をみると、多くの介護予防サービスにおいて「要支援2」が多くなっている（図2）。

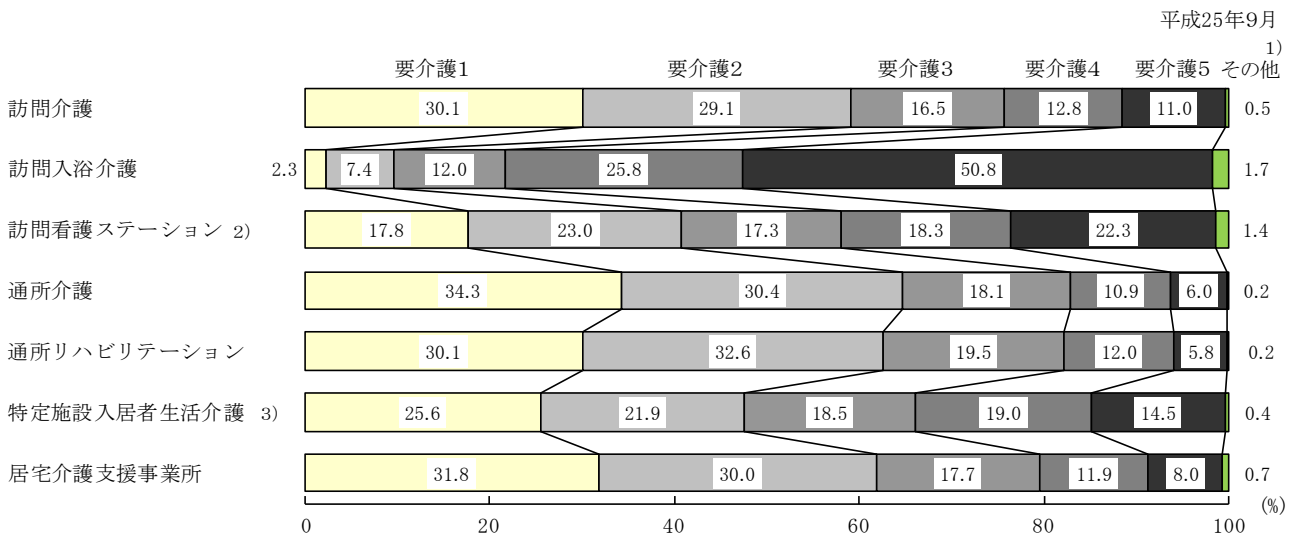
介護サービスの要介護度別に平成25年9月中の利用者数の構成割合をみると、訪問入浴介護では「要介護5」が最も多くなっている（図3）。

図2 要支援度別利用者数の構成割合（介護予防サービス）（詳細票）



- 注: 1)「その他」は、要支援認定申請中等である。
 2) 介護予防訪問看護ステーションは、健康保険法等のみによる利用者を含まない。
 3) 介護予防特定施設入居者生活介護は、9月末日の利用者である。

図3 要介護度別利用者数の構成割合（介護サービス）（詳細票）



- 注: 1)「その他」は、要介護認定申請中等である。訪問看護ステーションは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携による利用者も含む。
 2) 訪問看護ステーションは、健康保険法等のみによる利用者を含まない。
 3) 特定施設入居者生活介護は、9月末日の利用者である。

(3) 利用者1人当たり利用回数

平成25年9月中の利用者1人当たりの利用回数をみると、小規模多機能型居宅介護が30.9回、訪問介護が18.0回となっている(表8)。

表8 利用者1人当たり利用回数(詳細票)

	各年9月	
	平成25年 (2013)	平成24年 (2012)
介護予防サービス事業所		
(訪問系)		
介護予防訪問介護	5.9	5.8
介護予防訪問入浴介護	4.2	3.6
介護予防訪問看護ステーション ¹⁾	4.4	4.5
(通所系)		
介護予防通所介護	5.3	5.3
介護予防通所リハビリテーション	5.7	5.6
介護老人保健施設	5.8	5.7
医療施設	5.6	5.6
(その他)		
介護予防短期入所生活介護 ³⁾⁴⁾	5.1	5.1
介護予防短期入所療養介護 ⁴⁾	5.0	4.9
介護老人保健施設	4.8	4.9
医療施設	7.8	6.1
地域密着型介護予防サービス事業所		
介護予防認知症対応型通所介護	5.1	5.0
介護予防小規模多機能型居宅介護	16.2	16.1
居宅サービス事業所		
(訪問系)		
訪問介護	18.0	17.5
訪問入浴介護	4.8	4.7
訪問看護ステーション ²⁾	6.2	6.2
(通所系)		
通所介護	8.5	8.4
通所リハビリテーション	8.0	8.0
介護老人保健施設	8.0	8.1
医療施設	7.8	7.8
(その他)		
短期入所生活介護 ³⁾⁴⁾	10.0	9.7
短期入所療養介護 ⁴⁾	7.3	7.3
介護老人保健施設	7.2	7.2
医療施設	9.8	9.0
地域密着型サービス事業所		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⁵⁾	110.5	96.9
夜間対応型訪問介護	3.9	3.3
認知症対応型通所介護	9.6	9.3
小規模多機能型居宅介護	30.9	30.2
複合型サービス	41.7	57.2

注: 1) 介護予防訪問看護ステーションは、健康保険法等のみによる利用者を含まない。

2) 訪問看護ステーションは、健康保険法等の利用者を含む。

3) (介護予防)短期入所生活介護は、空床利用型の利用者を含まない。

4) (介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護は、「1人当たり利用日数」である。

5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、健康保険法等の利用者を含み、連携型事業所の訪問看護利用者を含まない。

(4) 認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居（ユニット）の状況

認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居（ユニット）数別に事業所数の構成割合をみると、「1ユニット」が36.7%、「2ユニット」が57.7%となっている。また、平均ユニット数は1.7ユニットとなっており、1ユニット当たりの定員は8.9人となっている。（表9）

表9 経営主体別認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居（ユニット）の状況（詳細票）

平成25年10月1日現在

	事業所数の構成割合（%）				平均 ユニット数	1ユニット 当たり 定員（人）
	総数	共同生活住居（ユニット）数				
		1ユニット	2ユニット	3ユニット 以上		
総数	100.0	36.7	57.7	5.6	1.7	8.9
地方公共団体	100.0	85.7	14.3	-	1.1	9.0
社会福祉法人	100.0	46.8	48.9	4.3	1.6	8.9
医療法人	100.0	32.8	58.8	8.5	1.8	8.9
社団・財団法人	100.0	55.3	34.2	10.5	1.6	8.8
協同組合	100.0	52.8	45.3	1.9	1.5	8.9
営利法人（会社）	100.0	30.7	63.6	5.7	1.8	8.9
特定非営利活動法人（NPO）	100.0	62.4	36.0	1.6	1.4	8.8
その他	100.0	55.0	35.0	10.0	1.6	8.9

注：1) 共同生活住居（ユニット）とは、認知症の状態にある要介護者が共同生活を営むべき住居をいい、居室、居間、食堂、台所、浴室等の設備のあるものをいう。

2) ユニット数不詳の事業所を除いて算出した。

3 訪問看護ステーションの利用者の状況

(1) 要介護（要支援）度別利用者の状況

平成25年9月中の利用者の状況をみると、利用者1人当たりの訪問回数は、介護予防サービスでは4.4回、介護サービスでは5.8回となっている。利用者1人当たりの訪問回数を要介護（要支援）度別にみると、「要介護5」が6.9回と最も多く、要介護度が高くなるに従い訪問回数が多くなっている。1事業所当たりの利用者数をみると、介護予防サービスでは6.3人、介護サービスでは43.9人、1事業所当たりの延利用者数は、介護予防サービスでは27.7人、介護サービスでは255.5人となっている。（表10、図4）

表10 要介護（要支援）度別利用者の状況（詳細票）

平成25年9月				
	利用者1人当たり 訪問回数(回)	1事業所当たり 利用者数(人)	1事業所当たり 延利用者数(人)	
総数 ²⁾	5.7	
介護予防サービス ³⁾	4.4	6.3	27.7	
要支援1	3.8	2.0	7.4	
要支援2	4.7	4.2	20.1	
介護サービス ⁴⁾	5.8	43.9	255.5	
要介護1	5.1	7.8	39.5	
要介護2	5.4	10.1	54.7	
要介護3	5.6	7.6	42.6	
要介護4	6.0	8.0	47.9	
要介護5	6.9	9.8	67.8	

注:1)健康保険法等のみによる利用者を含まない。

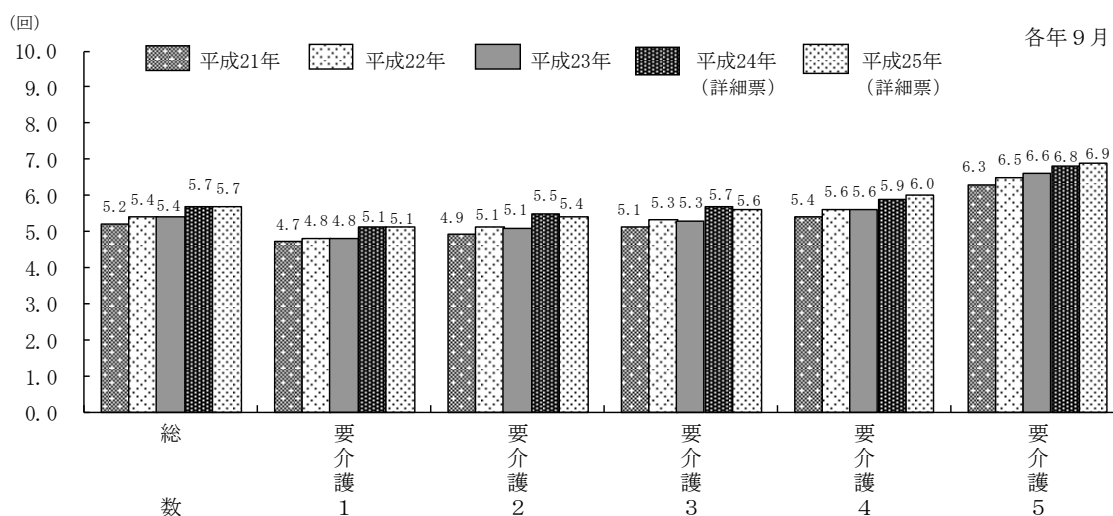
2)「総数」は、要支援認定申請中、要介護認定申請中等、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携による利用者を含む。

3)「介護予防サービス」は、要支援認定申請中を含む。

4)「介護サービス」は、要介護認定申請中等、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携による利用者を含む。

5)「1事業所当たり利用者数」、「1事業所当たり延利用者数」は、利用者なしの事業所を除いて算出した。

図4 要介護度別利用者1人当たり訪問回数の年次推移



注:1)健康保険法等のみによる利用者を含まない。

2)「総数」は、介護予防サービスの利用者、要支援認定申請中、要介護認定申請中等、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携による利用者を含む。

(2)～(4)の利用者の状況については、平成25年9月中に訪問看護ステーションを利用した者の推計数である。

(2) 性・年齢階級別利用者数の構成割合《利用者票》

平成25年9月中の訪問看護ステーションの利用者のうち、介護保険法による利用者は73.8%となっている。性別にみると、「男」が42.6%、「女」が57.4%となっており、年齢階級別にみると、介護保険法による利用者では「80～89歳」が42.7%、健康保険法等による利用者では「40～64歳」が31.1%と最も多くなっている。(表11)

表11 性・年齢階級別利用者数の構成割合《利用者票》

(単位：%)		平成25年9月		
		総数	介護保険法	健康保険法等
総数		100.0 (100.0)	100.0 (73.8)	100.0 (26.2)
男		42.6	40.3	49.0
女		57.4	59.7	51.0
40歳未満		4.6	・	17.7
40～64歳		12.1	5.4	31.1
65～69		6.9	6.2	8.8
70～79		24.2	25.2	21.5
80～89		35.8	42.7	16.4
90歳以上		15.2	19.5	3.2

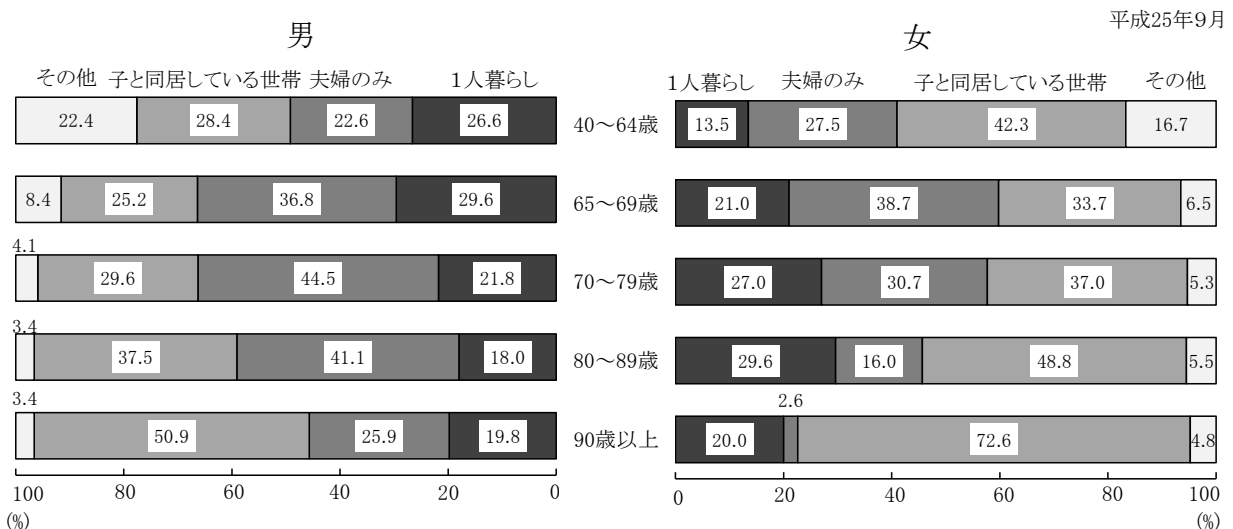
注：1)「総数」は、年齢不詳を含む。

2)「健康保険法等」による利用者は、介護保険法の支払いがなく、後期高齢者医療制度等の医療保険、公費負担医療等の支払いがあった者である。

(3) 同居家族の状況《利用者票》

介護保険法による訪問看護ステーションの利用者について、同居家族の状況を性・年齢階級別にみると、40歳～64歳では男女とも「子と同居している世帯」が最も多くなっており、男は65～89歳の各年齢階級で「夫婦のみ」が最も多く、女は70歳以上の各年齢階級で「子と同居している世帯」が最も多くなっている(図5)。

図5 性・年齢階級別同居家族の状況の構成割合《利用者票》
(介護保険法による利用者)

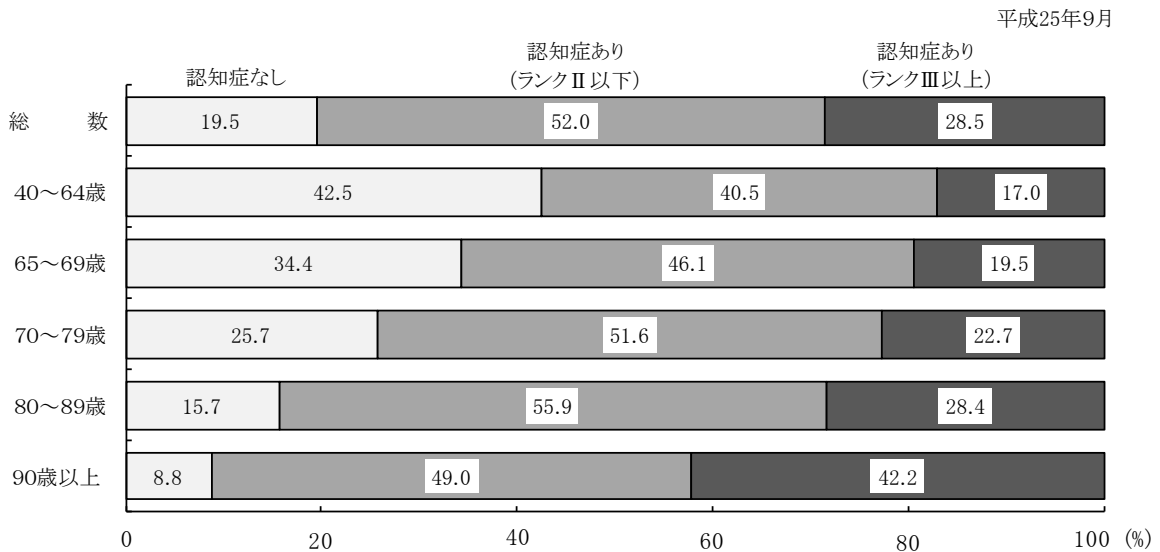


(4) 利用者の認知症の状況《利用者票》

年齢階級別に介護保険法による利用者の認知症の状況を見ると、「認知症あり」は、加齢とともに増えており、80～89歳では28.4%が「認知症あり（ランクⅢ以上）」となっている（図6）。

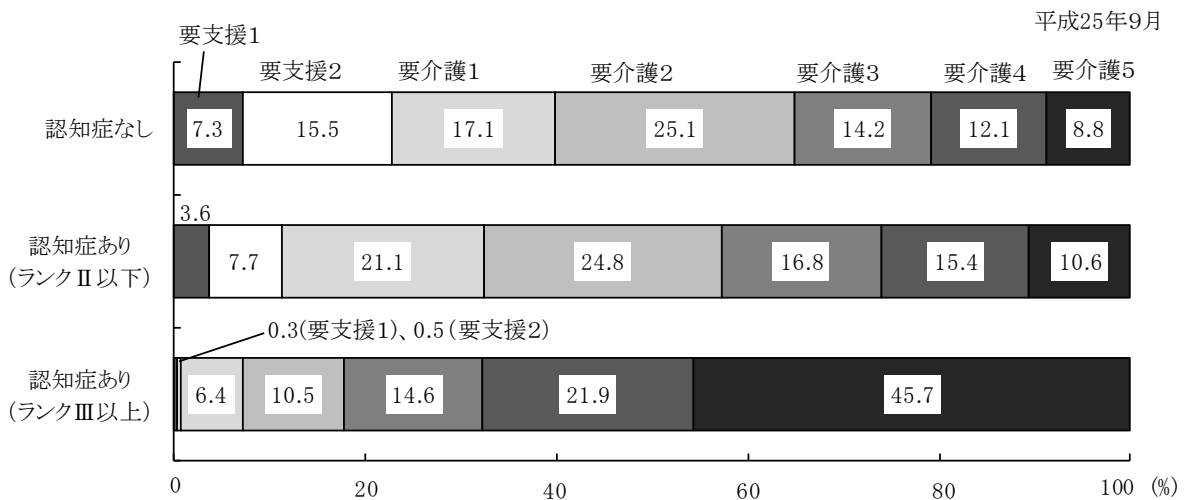
また、認知症の状況別に利用者の要介護（要支援）度の状況をみると、認知症のランクが高くなるに従って、要介護度の高い人の割合が多くなり、「認知症あり（ランクⅢ以上）」では「要介護5」が45.7%となっている（図7）。

図6 年齢階級別認知症の状況の構成割合《利用者票》
（介護保険法による利用者）



注: 1) 認知症の状況には、不詳を含まない。
2) 認知症のランクは、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」による。

図7 認知症の状況別要介護（要支援）度の構成割合《利用者票》
（介護保険法による利用者）



注: 1) 介護保険法による利用者のうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携による利用者及び要介護（要支援）認定申請中を除く。
2) 認知症のランクは、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」による。

4 介護保険施設の状況

(1) 定員、在所要者数、利用率

介護保険施設の種類ごとに1施設当たりの定員をみると、介護老人福祉施設が72.3人、介護老人保健施設が89.2人、介護療養型医療施設が43.4人、1施設当たりの在所要者数は、それぞれ70.8人、81.4人、40.0人となっており、利用率は3施設とも9割を超えている(表12)。

介護保険施設の種類ごとに在所要者数の構成割合を年次推移でみると、介護療養型医療施設は年々減少し、平成25年では7.6%となっている(表13)。

表12 1施設当たり定員、在所要者数、利用率(詳細票)

平成25年10月1日現在

	1施設当たり 定員(人)	1施設当たり 在所要者数(人)	利用率(%) ²⁾
介護老人福祉施設	72.3	70.8	97.9
介護老人保健施設	89.2	81.4	91.2
介護療養型医療施設 診療所(再掲)	43.4 8.9	40.0 6.7	92.2 75.3

注:1)介護療養型医療施設における「定員」は、介護指定病床数である。

2)「利用率」は、定員当たりの在所要者数の割合である。

表13 在所要者数(構成割合)の年次推移

(単位:%)

各年9月末現在

	平成25年 (2013) (詳細票)	平成24年 (2012) (詳細票)	平成23年 (2011)	平成22年 (2010)	平成21年 (2009)
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
介護老人福祉施設	55.0	53.8	53.6	52.7	52.4
介護老人保健施設	37.5	37.8	37.3	37.6	37.1
介護療養型医療施設	7.6	8.5	9.1	9.8	10.5

(2) 室定員別室数の構成割合

介護保険施設の種類ごとに室定員別室数の構成割合をみると、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設では「個室」がそれぞれ69.3%、44.1%と最も多く、介護療養型医療施設では「4人室」が50.9%と最も多くなっている(表14)。

表14 室定員別室数の構成割合(詳細票)

(単位:%)

各年10月1日現在

	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型医療施設	
	平成25年 (2013)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成24年 (2012)
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
個室	69.3	67.5	44.1	43.9	20.8	20.6
ユニット型	53.5	50.9	14.4	14.1	0.8	0.8
その他	15.8	16.6	29.7	29.8	19.9	19.8
2人室	9.1	9.5	12.6	12.6	18.2	18.5
ユニット型	0.0	0.1	0.0	0.0	-	-
その他	9.0	9.5	12.6	12.6	18.2	18.5
3人室	0.9	1.0	2.1	2.1	10.0	10.0
4人室	20.5	21.8	41.2	41.5	50.9	50.8
5人以上室	0.2	0.2	・	・	0.1	0.1

注:「ユニット型」とはユニットの中の居室(療養室)であり、「その他」とはユニット型以外の居室(療養室)である。

(3) 介護老人福祉施設におけるユニットケア（ユニット型及び一部ユニット型）の状況

介護老人福祉施設におけるユニットケアの状況をみると、ユニットケアを実施している施設は37.8%で、そのうち「ユニット型」が26.2%、「一部ユニット型」が11.6%となっており、平均ユニット数は、それぞれ7.5ユニット、3.4ユニットとなっている（表15）。

表15 介護老人福祉施設におけるユニットケアの状況（詳細票）

平成25年10月1日現在

	総数	ユニット型	一部ユニット型
ユニットケア実施施設数の割合（%）	37.8	26.2	11.6
ユニットケア実施施設の定員の割合（%）	31.5	26.3	5.2
平均ユニット数	6.2	7.5	3.4
1ユニット当たりの定員（人）	9.8	9.8	9.7

注:1) 介護老人福祉施設におけるユニットとは、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により、一体的に構成される場所をいう。
2) 「平均ユニット数」は、ユニットケアを実施する施設におけるユニット数の平均である。

(4) 介護老人保健施設におけるユニットケア（ユニット型及び一部ユニット型）の状況

介護老人保健施設におけるユニットケアの状況をみると、ユニットケアを実施している施設は10.2%で、そのうち「ユニット型」が5.5%、「一部ユニット型」が4.8%となっており、平均ユニット数は、それぞれ6.9ユニット、3.2ユニットとなっている（表16）。

表16 介護老人保健施設におけるユニットケアの状況（詳細票）

平成25年10月1日現在

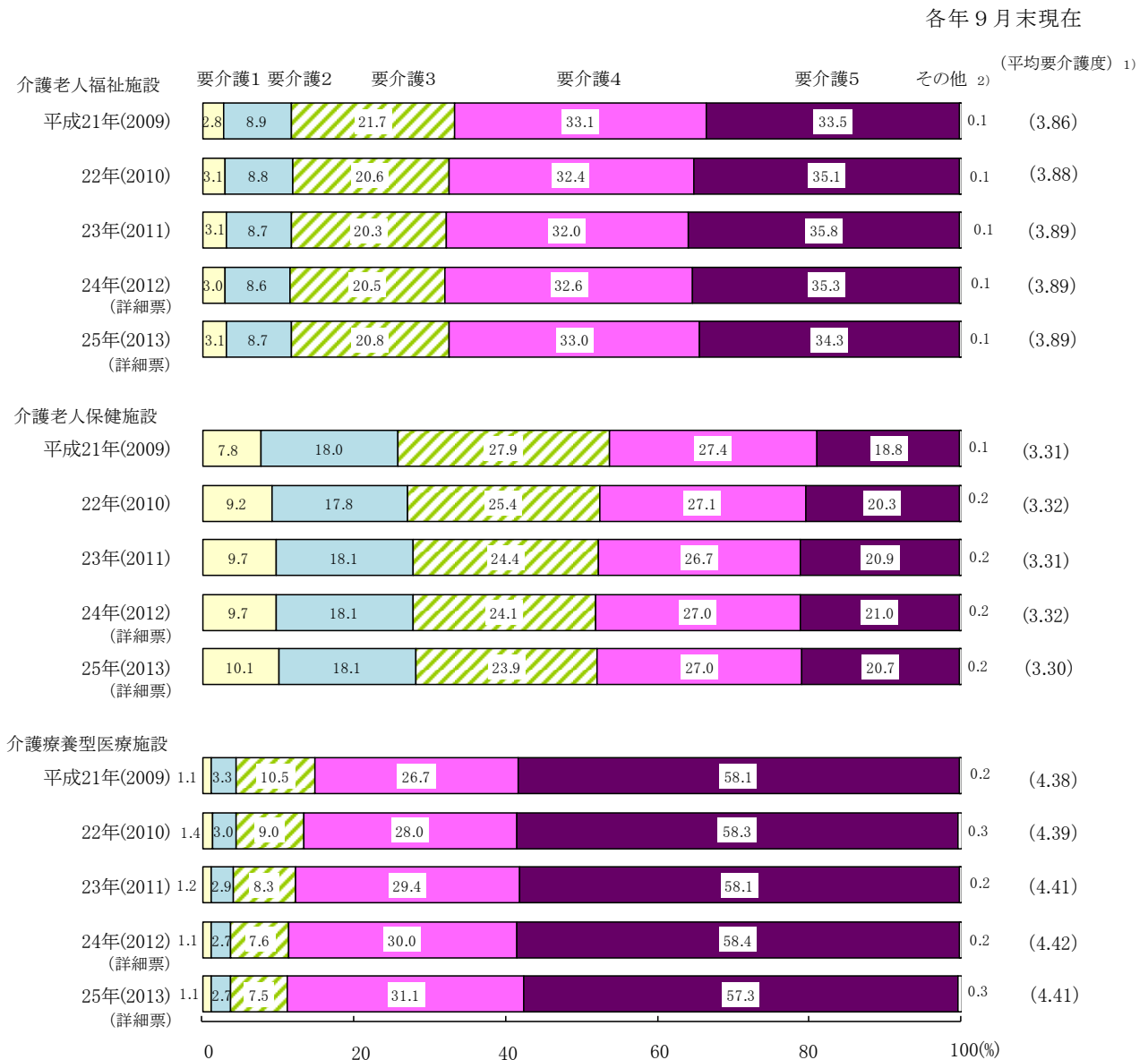
	総数	ユニット型	一部ユニット型
ユニットケア実施施設数の割合（%）	10.2	5.5	4.8
ユニットケア実施施設の定員の割合（%）	6.0	4.3	1.7
平均ユニット数	5.2	6.9	3.2
1ユニット当たりの定員（人）	10.1	10.1	10.0

注:1) 介護老人保健施設におけるユニットとは、少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により、一体的に構成される場所をいう。
2) 「平均ユニット数」は、ユニットケアを実施する施設におけるユニット数の平均である。

(5) 要介護度別在所要者数の構成割合

介護保険施設の種類ごとに平成 25 年の要介護度別在所要者数の構成割合をみると、介護老人福祉施設では「要介護 5」が 34.3%、介護老人保健施設では「要介護 4」が 27.0%と最も多くなっている。介護療養型医療施設では「要介護 5」が 57.3%と最も多くなっている。(図 8)

図 8 要介護度別在所要者数（構成割合）の年次推移



注：1) 「平均要介護度」は、以下の算式により計算した。

$$\text{平均要介護度} = \frac{\text{在所要者の要介護度の合計}}{\text{要介護 1 ～ 5 の在所要者数の合計}}$$

2) 「その他」は、要介護認定申請中等である。

5 介護保険施設の利用者の状況

平成25年9月中に介護保険施設を利用した者の推計数である。

(1) 性・年齢階級別在所要者の構成割合《利用者票》

平成25年9月末の在所要者を性別にみると、「男」が22.5%、「女」が77.5%となっており、年齢階級別にみると、「90歳以上」が34.9%で最も多く、次いで「85～89歳」が26.0%となっている。

介護保険施設の種類ごとにみると、3施設とも「90歳以上」が最も多く、次いで「85～89歳」が多くなっている。(表17、図9)

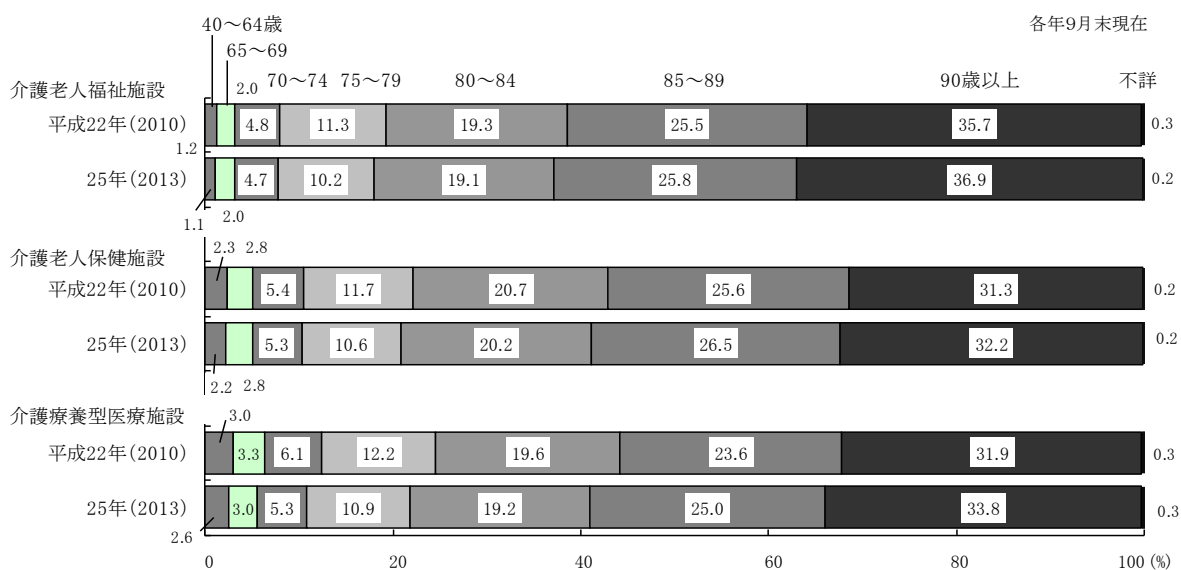
表17 性・年齢階級別在所要者の構成割合《利用者票》

平成25年9月末現在

	構成割合 (%)			
	介護保険施設	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
男	22.5	20.0	25.4	26.3
女	77.5	80.0	74.6	73.7
40～64歳	1.6	1.1	2.2	2.6
65～69	2.4	2.0	2.8	3.0
70～74	5.0	4.7	5.3	5.3
75～79	10.4	10.2	10.6	10.9
80～84	19.5	19.1	20.2	19.2
85～89	26.0	25.8	26.5	25.0
90歳以上	34.9	36.9	32.2	33.8

注:「総数」は、年齢不詳を含む。

図9 年齢階級別在所要者の構成割合《利用者票》



(2) 在所者の認知症の状況《利用者票》

在所者の認知症の状況を見ると、介護老人福祉施設は「ランクⅢ」が41.9%、「ランクⅣ」が26.6%、介護老人保健施設は「ランクⅢ」が38.6%、「ランクⅡ」が29.9%、介護療養型医療施設は「ランクⅣ」が42.4%、「ランクⅢ」が32.4%となっている（表18）。

表 18 認知症の状況別在所者数の構成割合《利用者票》

各年9月末現在

	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型医療施設	
	構成割合(%)		構成割合(%)		構成割合(%)	
	平成25年 (2013)	平成22年 (2010)	平成25年 (2013)	平成22年 (2010)	平成25年 (2013)	平成22年 (2010)
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
認知症あり	97.2	96.4	95.0	95.0	96.7	96.8
ランクⅠ	4.7	5.3	9.5	10.3	2.6	2.7
ランクⅡ	19.5	19.2	29.9	30.2	9.4	10.1
ランクⅢ	41.9	38.1	38.6	37.8	32.4	32.9
ランクⅣ	26.6	27.8	14.6	14.5	42.4	40.6
ランクM	4.5	6.0	2.4	2.2	10.0	10.4
認知症なし	1.6	1.9	3.7	4.2	2.2	2.2

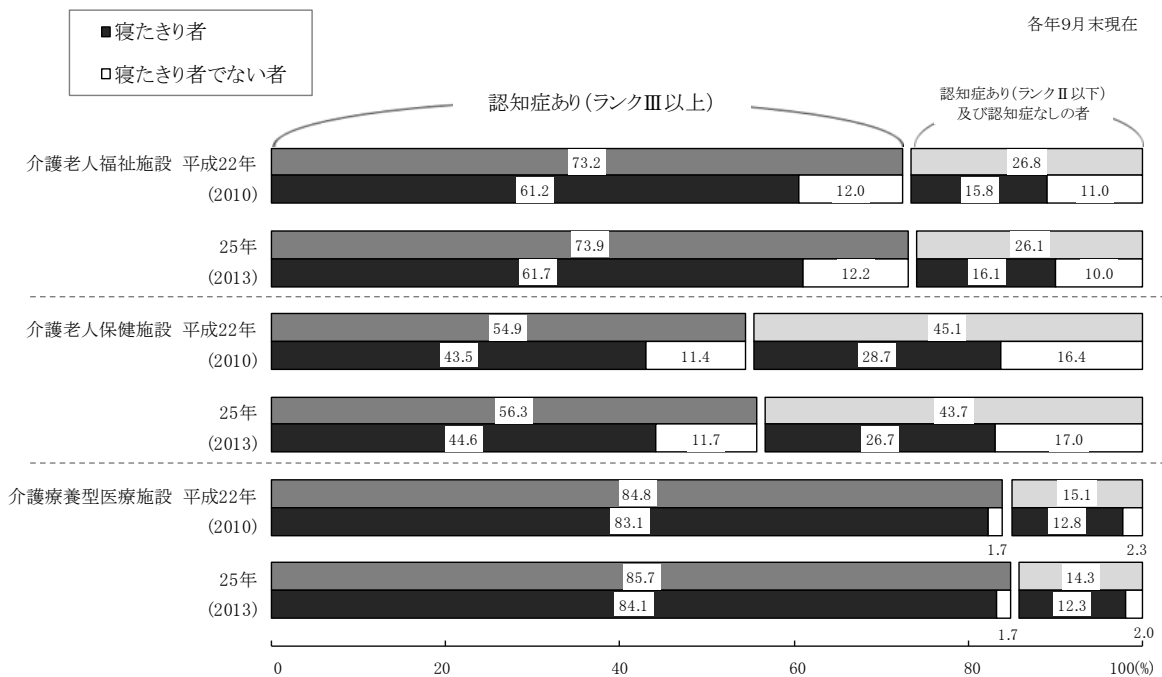
注：1) 「総数」は、認知症の状況不詳を含む。

2) 認知症のランクは、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」による。

(3) 在所者の認知症と寝たきりの状況《利用者票》

在所者の認知症と寝たきりの状況を見ると、「認知症あり（ランクⅢ以上）で寝たきり者」は、介護老人福祉施設では61.7%、介護老人保健施設では44.6%、介護療養型医療施設では84.1%となっている（図10）。

図 10 在所者の認知症と寝たきりの状況《利用者票》



注：1) 認知症の状況及び寝たきりの状況の不詳を除いた在所者を100とした割合である。

2) 認知症のランクは、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」による。

3) 「寝たきり者」とは、寝たきり度のランクBとランクCをあわせた者をいう。

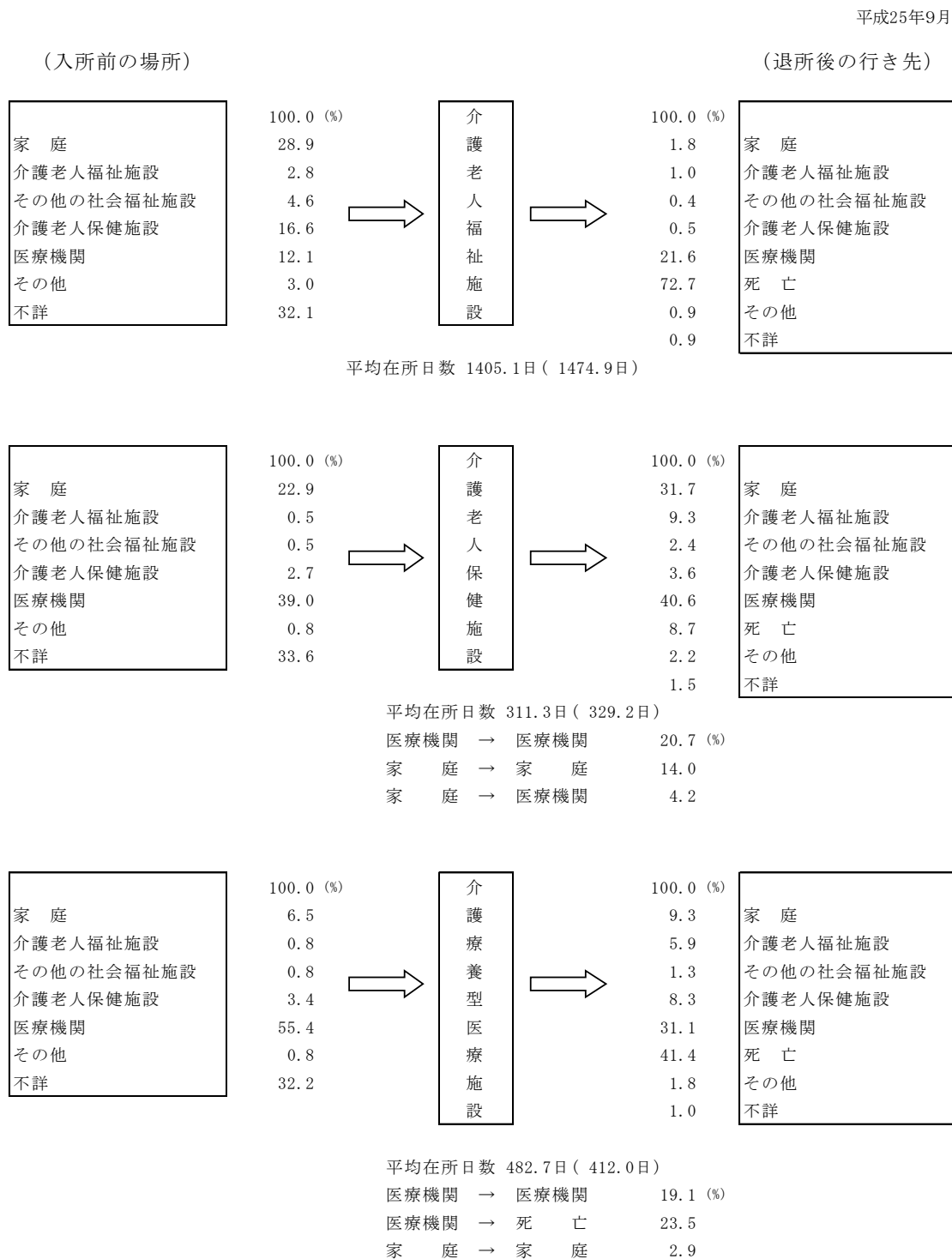
(寝たきり度は、「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」による。)

(4) 退所者の入退所の経路《利用者票》

平成 25 年 9 月中の退所者について入所前の場所をみると、介護老人福祉施設は「家庭」が 28.9%、介護老人保健施設は「医療機関」が 39.0%、介護療養型医療施設は「医療機関」が 55.4% とそれぞれ最も多くなっている。

また、退所後の行き先をみると、介護老人福祉施設は「死亡」が 72.7%、介護老人保健施設は「医療機関」が 40.6%、介護療養型医療施設は「死亡」が 41.4% とそれぞれ最も多くなっている。(図 11)

図 1 1 退所者の入退所の経路《利用者票》



注：1) 平均在所日数の () 内は、平成22年の数値である。

2) 各介護保険施設の退所者を100とした割合である。

(5) 利用料の状況《利用者票》

平成 25 年 9 月中の在所者 1 人当たりの利用料（月額）をみると、介護老人福祉施設が 62,886 円、介護老人保健施設が 78,082 円、介護療養型医療施設が 85,644 円となっている（表 19）。

利用料の内訳をみると、介護老人福祉施設では「食費」と「居住費」で利用料全体の 5 割を超えており、介護老人保健施設、介護療養型医療施設においても 4 割を超えている（図 12）。

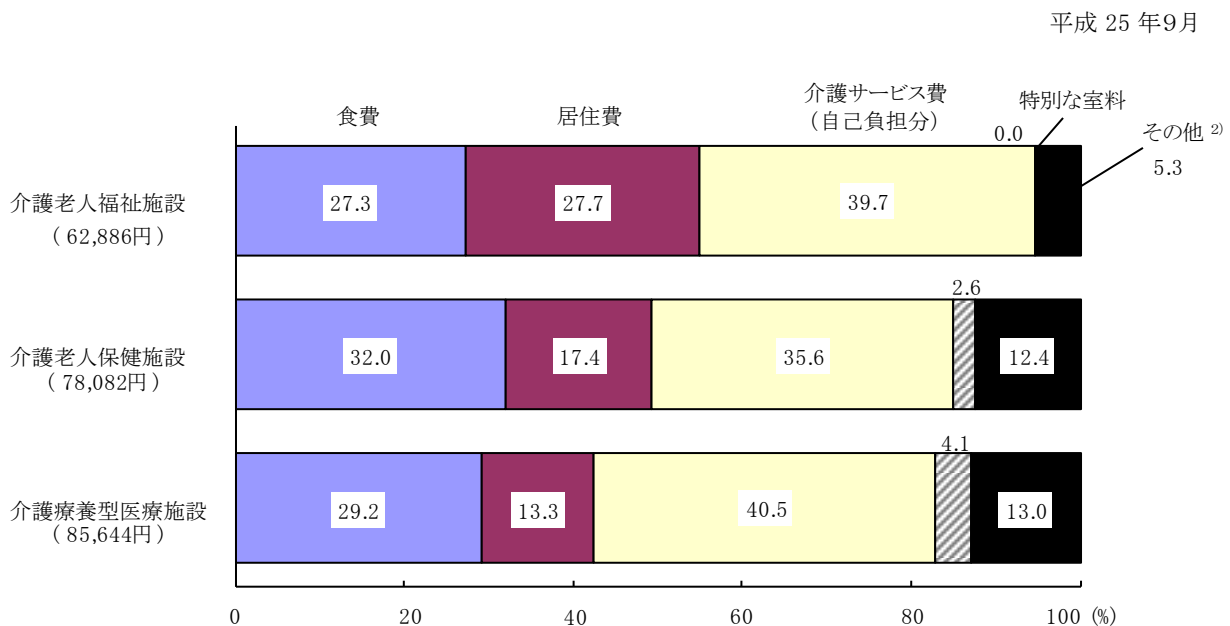
表 19 要介護度別在所者 1 人当たり利用料（月額）《利用者票》

(単位:円) 平成25年9月

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
総 数	62,886	78,082	85,644
要介護1	59,485	73,752	91,933
要介護2	60,946	74,327	86,266
要介護3	62,804	76,911	85,005
要介護4	62,828	79,847	84,155
要介護5	63,821	82,561	86,463

- 注：1) 「総数」は、要介護認定申請中等を含む。
 2) 各介護保険施設における在所者 1 人当たりの平均利用料である。
 3) 「利用料」は、食費、居住費、介護サービス費（自己負担分）、特別な室料、特別な食費、理美容費、日用生活品費、教養娯楽費、私物の洗濯費、あずかり金の管理費等の合計をいう。

図 12 利用料（月額）の構成割合《利用者票》



- 注：1) () 内は、各介護保険施設における在所者 1 人当たりの平均利用料である。
 2) 「その他」は、特別な食費、理美容費、日用生活品費、教養娯楽費、私物の洗濯費、あずかり金の管理費等の合計をいう。

6 従事者の状況

(1) 1施設・事業所当たり常勤換算従事者数

居宅サービス事業所の1事業所当たりの常勤換算従事者数をみると、訪問介護が7.9人、通所介護が8.6人となっている。

また、介護保険施設の1施設当たりの常勤換算従事者数をみると、介護老人福祉施設が47.5人、介護老人保健施設が53.7人、介護療養型医療施設が34.5人となっている。(表20)

表20 1施設・事業所当たり常勤換算従事者数(詳細票)

(単位:人)

平成25年10月1日現在

	訪問系			通所系			その他			介護保険施設		
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護ステーション	通所介護	通所リハビリテーション		短期入所生活介護 ⁵⁾	特定施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設 ⁶⁾
					介護老人保健施設	医療施設						
総数	7.9	5.6	6.1	8.6	12.2	10.0	20.1	26.1	13.2	47.5	53.7	34.5
医師	0.0	0.6	0.7	0.2	0.2	1.1	2.5
看護師 ⁷⁾	...	0.9	4.3	0.4	0.5	0.7	0.9	1.6	* 0.2	2.1	4.8	5.9
准看護師	...	0.8	0.4	0.5	0.5	0.5	0.9	1.1	* 0.2	1.9	5.3	6.2
機能訓練指導員	0.8	0.5	0.6	...	0.8
看護師(再掲)	※ 0.3	※ 0.1	※ 0.2	...	※ 0.2
准看護師(再掲)	※ 0.3	※ 0.2	※ 0.2	...	※ 0.3
理学療法士	0.7	※ 0.1	1.2	1.4	※ 0.1	※ 0.1	...	※ 0.1	1.7	1.6
作業療法士	0.3	※ 0.0	0.8	0.5	※ 0.0	※ 0.0	...	※ 0.1	1.3	0.8
言語聴覚士	0.1	※ 0.0	0.1	0.1	※ 0.0	※ 0.0	...	※ 0.0	0.2	0.3
柔道整復師	※ 0.1	※ 0.0	※ 0.0	...	※ 0.0
あん摩マッサージ指圧師	※ 0.1	※ 0.0	※ 0.0	...	※ 0.1
介護支援専門員	0.4	...	** 0.6	1.2	1.5	1.1
計画作成担当者	0.9	1.0
生活相談員・支援相談員	1.4	0.9	1.1	...	1.4	1.7	...
社会福祉士(再掲)	0.2	0.2	0.2	...	0.4	0.7	...
介護職員(訪問介護員)	7.6	3.6	...	4.7	8.1	5.9	13.5	17.5	11.6	32.0	29.1	13.9
介護福祉士(再掲)	3.1	1.1	...	1.5	4.5	2.9	6.8	5.8	3.8	17.4	17.6	5.6
実務者研修修了者(再掲)	0.1	0.0
旧介護職員基礎研修課程修了者(再掲)	0.3	0.0
旧ホームヘルパー1級研修課程修了者(再掲)	0.3	0.1
初任者研修修了者(再掲)	3.7	1.3
障害者生活支援員	0.0
管理栄養士	0.0	0.3	0.1	0.4	0.9	1.0	0.8
栄養士	0.0	0.1	0.0	0.2	0.3	0.3	0.3
歯科衛生士	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
調理員	0.4	1.0	2.2	1.7	...
その他の職員	0.3	0.2	0.3	0.5	1.3	3.3	0.5	3.6	3.8	...

注：1) 常勤換算従事者数は調査した職種のみであり、調査した職種以外は「…」とした。

2) 介護予防のみ行っている事業所は対象外とした。

3) 従事者数不詳の事業所を除いて算出した。

4) 職種については抜粋であり、詳細な職種については23～25頁の統計表を参照。

5) 短期入所生活介護は、空床利用型のみに従事者を含まない。

6) 介護療養型医療施設は、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。

7) 看護師は、保健師及び助産師を含む。

8) ※は機能訓練指導員の再掲である。

9) *は介護職員の再掲である。

10) **は計画作成担当者の再掲である。

(2) 1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数

1事業所当たりの常勤換算看護・介護職員数をみると、訪問介護が7.6人、通所リハビリテーションが8.2人となっている。

平成25年9月中の常勤換算看護・介護職員1人当たりの延利用者数をみると、訪問介護が89.9人、通所系サービスでは通所リハビリテーションが70.5人となっている。(表21)

表21 1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数(詳細票)

(単位:人) 各年10月1日現在

	1事業所当たり 常勤換算 看護・介護職員数 ³⁾		常勤換算看護・介護職員 1人当たり 9月中の延利用者数 ⁴⁾	
	平成25年 (2013)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成24年 (2012)
(訪問系)				
訪問介護	7.6	7.5	89.9	87.7
訪問入浴介護	5.3	5.2	30.1	29.3
訪問看護ステーション	4.7	4.6	85.4	85.7
(通所系)				
通所介護	5.6	5.8	68.0	66.4
通所リハビリテーション	8.2	8.1	70.5	69.2
介護老人保健施設	9.1	9.0	72.2	71.6
医療施設	7.1	7.2	68.0	65.9
(その他)				
短期入所生活介護 ⁵⁾	15.3	14.9	24.9	25.3
特定施設入居者生活介護	20.2	20.2	・	・
認知症対応型共同生活介護	11.6	11.6	・	・

注:1)介護予防のみ行っている事業所は対象外とした。

2)看護・介護職員とは、保健師、助産師、看護師、准看護師、介護職員のことである。

3)「1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数」は、従事者数不詳の事業所を除いて算出した。

4)「常勤換算看護・介護職員1人当たり9月中の延利用者数」は、従事者数不詳の事業所を除いて算出した。

5)短期入所生活介護は、空床利用型のみの従事者を含まない。

(3) 介護保険施設の常勤換算看護・介護職員1人当たり在所者数

介護保険施設の常勤換算看護・介護職員1人当たりの在所者数をみると、介護老人福祉施設が2.0人、介護老人保健施設が2.1人となっている(表22)。

表22 常勤換算看護・介護職員1人当たり在所者数(詳細票)

(単位:人) 各年10月1日現在

	介護老人福祉施設		介護老人保健施設	
	平成25年 (2013)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成24年 (2012)
看護・介護職員	2.0	2.0	2.1	2.1
看護職員	17.5	17.5	8.1	8.1
介護職員	2.2	2.2	2.8	2.8

注:看護職員とは、看護師(保健師を含む)、准看護師のことである。

統計表 居宅サービス事業所・介護保険施設の1施設・事業所当たり常勤換算従事者数(3-1)(詳細票)

(単位:人)

平成25年10月1日現在

	訪問介護			訪問入浴介護			訪問看護ステーション			通所介護			通所リハビリテーション (介護老人保健施設)			通所リハビリテーション (医療施設)			短期入所生活介護 ⁵⁾			特定施設入居者生活介護		
	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
総数	7.9	4.5	3.4	5.6	3.2	2.4	6.1	4.6	1.5	8.6	5.8	2.8	12.2	10.1	2.1	10.0	8.1	1.9	20.1	17.0	3.1	26.1	20.6	5.5
施設長	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
医師	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.0	0.0	0.0	0.6	0.5	0.1	0.7	0.6	0.0	0.2	0.0	0.1	…	…	…
歯科医師	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
薬剤師	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
看護師 ¹¹⁾	…	…	…	0.9	0.3	0.5	4.1	3.1	1.1	0.4	0.2	0.2	0.5	0.3	0.2	0.7	0.6	0.2	0.9	0.8	0.2	1.6	1.2	0.5
准看護師	…	…	…	0.8	0.4	0.4	0.4	0.3	0.1	0.5	0.3	0.2	0.5	0.4	0.1	0.5	0.4	0.1	0.9	0.7	0.2	1.1	0.8	0.3
保健師	…	…	…	…	…	…	0.1	0.1	0.0	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
助産師	…	…	…	…	…	…	0.0	0.0	0.0	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
機能訓練指導員	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.8	0.5	0.3	…	…	…	…	…	…	0.5	0.4	0.1	0.6	0.5	0.1
看護師(再掲)	…	…	…	…	…	…	…	…	…	* 0.3	* 0.1	* 0.1	…	…	…	…	…	…	* 0.1	* 0.1	* 0.0	* 0.2	* 0.2	* 0.0
准看護師(再掲)	…	…	…	…	…	…	…	…	…	* 0.3	* 0.2	* 0.1	…	…	…	…	…	…	* 0.2	* 0.2	* 0.0	* 0.2	* 0.1	* 0.0
理学療法士	…	…	…	…	…	…	0.7	0.6	0.2	* 0.1	* 0.1	* 0.0	1.2	1.1	0.1	1.4	1.3	0.2	* 0.1	* 0.0	* 0.0	* 0.1	* 0.1	* 0.0
作業療法士	…	…	…	…	…	…	0.3	0.3	0.1	* 0.0	* 0.0	* 0.0	0.8	0.7	0.1	0.5	0.5	0.1	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0
言語聴覚士	…	…	…	…	…	…	0.1	0.0	0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0
柔道整復師	…	…	…	…	…	…	…	…	…	* 0.1	* 0.1	* 0.0	…	…	…	…	…	…	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0
あん摩マッサージ指圧師	…	…	…	…	…	…	…	…	…	* 0.1	* 0.0	* 0.0	…	…	…	…	…	…	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0
歯科衛生士	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	…	…	…	…	…	…
精神保健福祉士等	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
専門職員	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
社会福祉主事	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
介護支援専門員	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.4	0.4	0.0	…	…	…
計画作成担当者	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.9	0.8	0.1
生活相談員・支援相談員	…	…	…	…	…	…	…	…	…	1.4	1.2	0.1	…	…	…	…	…	…	0.9	0.9	0.0	1.1	1.1	0.0
社会福祉士(再掲)	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.2	0.1	0.0	…	…	…	…	…	…	0.2	0.2	0.0	0.2	0.2	0.0
障害者生活支援員	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
介護職員(訪問介護員)	7.6	4.2	3.4	3.6	2.2	1.4	…	…	…	4.7	3.1	1.6	8.1	6.6	1.5	5.9	4.6	1.3	13.5	11.7	1.8	17.5	14.2	3.3
介護福祉士(再掲)	3.1	2.2	0.8	1.1	0.8	0.3	…	…	…	1.5	1.2	0.3	4.5	4.0	0.5	2.9	2.5	0.4	6.8	6.4	0.5	5.8	5.2	0.6
実務者研修修了者(再掲)	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
旧基礎研修課程修了者(再掲)	0.3	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
旧ヘルパー1級課程修了者(再掲)	0.3	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
初任者研修修了者(再掲)	3.7	1.4	2.3	1.3	0.7	0.5	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
オペレーター	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
面接相談員	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
福祉用具専門相談員	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
管理栄養士	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0	0.1	0.1	0.0	0.4	0.3	0.0	…	…	…
栄養士	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.0	…	…	…
調理員	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.4	0.1	0.2	…	…	…	…	…	…	1.0	0.7	0.3	…	…	…
その他の職員	0.3	0.3	0.1	0.2	0.2	0.1	0.3	0.2	0.1	0.5	0.3	0.2	…	…	…	…	…	…	1.3	0.9	0.4	3.3	2.0	1.3

注：1) 常勤換算従事者数は調査した職種のみであり、調査した職種以外は「…」とした。

2) 介護予防のみを行っている事業所は対象外とした。

3) 従事者不詳の事業所を除いて算出した。

4) 「常勤」は兼務者の常勤換算数と専従者数との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

5) 短期入所生活介護は、空床利用型のみに従事者を含まない。

6) ※は機能訓練指導員の再掲である。

7) *は介護職員の再掲である。

8) **は計画作成担当者の再掲である。

9) ※※は専門職員の再掲である。

10) 介護療養型医療施設は、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。

11) 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、通所リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の看護師は、保健師を含む。

統計表 居宅サービス事業所・介護保険施設の1施設・事業所当たり常勤換算従事者数(3-2)(詳細票)

(単位:人)

平成25年10月1日現在

	福祉用具貸与			特定福祉用具販売			定期巡回・随時対応型 訪問介護看護			夜間対応型訪問介護			認知症対応型通所介護			小規模多機能型居宅介護			認知症対応型共同生活介護			地域密着型特定施設 入居者生活介護		
	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
総数	4.5	4.3	0.3	4.5	4.2	0.3	16.6	11.8	4.9	10.0	6.1	3.9	6.8	4.8	2.1	11.2	8.6	2.6	13.2	10.8	2.3	15.5	13.0	2.5
施設長	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
医師	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.0	0.0	0.0	…	…	…	…	…	…	…	…	…
歯科医師	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
薬剤師	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
看護師 ¹⁾	…	…	…	…	…	…	1.0	0.8	0.2	…	…	…	0.2	0.1	0.1	0.5	0.3	0.1	* 0.2	* 0.1	* 0.1	0.7	0.6	0.2
准看護師	…	…	…	…	…	…	0.3	0.2	0.1	…	…	…	0.2	0.1	0.1	0.5	0.4	0.1	* 0.2	* 0.1	* 0.0	0.7	0.5	0.1
保健師	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
助産師	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
機能訓練指導員	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.4	0.2	0.2	…	…	…	…	…	…	0.5	0.4	0.1
看護師(再掲)	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	* 0.2	* 0.1	* 0.1	…	…	…	…	…	…	* 0.2	* 0.2	* 0.0
准看護師(再掲)	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	* 0.2	* 0.1	* 0.1	…	…	…	…	…	…	* 0.2	* 0.2	* 0.0
理学療法士	…	…	…	…	…	…	0.1	0.1	0.0	…	…	…	* 0.0	* 0.0	* 0.0	…	…	…	…	…	…	* 0.0	* 0.0	* 0.0
作業療法士	…	…	…	…	…	…	0.1	0.0	0.0	…	…	…	* 0.0	* 0.0	* 0.0	…	…	…	…	…	…	* 0.0	* 0.0	* 0.0
言語聴覚士	…	…	…	…	…	…	0.0	0.0	0.0	…	…	…	* 0.0	* 0.0	* 0.0	…	…	…	…	…	…	* 0.0	* 0.0	* 0.0
柔道整復師	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	* 0.0	* 0.0	* 0.0	…	…	…	…	…	…	* 0.0	* 0.0	* 0.0
あん摩マッサージ指圧師	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	* 0.0	* 0.0	* 0.0	…	…	…	…	…	…	* 0.0	* 0.0	* 0.0
歯科衛生士	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.0	0.0	0.0	…	…	…	…	…	…	…	…	…
精神保健福祉士等	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
専門職員	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
社会福祉主事	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
介護支援専門員	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.7	0.6	0.1	** 0.6	** 0.6	** 0.1	…	…	…
計画作成担当者	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	1.0	0.9	0.1	0.6	0.6	0.0
生活相談員・支援相談員	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	1.1	1.0	0.1	…	…	…	…	…	…	0.8	0.8	0.0
社会福祉士(再掲)	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.1	0.1	0.0	…	…	…	…	…	…	0.1	0.1	0.0
障害者生活支援員	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
介護職員(訪問介護員)	…	…	…	…	…	…	9.8	6.0	3.7	5.8	2.8	2.9	4.2	3.0	1.3	9.1	7.0	2.1	11.6	9.5	2.2	10.9	9.3	1.7
介護福祉士(再掲)	…	…	…	…	…	…	4.7	3.4	1.3	2.4	1.5	0.9	1.6	1.3	0.3	3.1	2.8	0.4	3.8	3.5	0.4	3.7	3.4	0.3
実務者研修修了者(再掲)	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.0	0.0	0.0	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
旧基礎研修課程修了者(再掲)	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.2	0.1	0.1	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
旧ヘルパー1級課程修了者(再掲)	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.2	0.1	0.1	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
初任者研修修了者(再掲)	…	…	…	…	…	…	…	…	…	2.0	0.6	1.4	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
オペレーター	…	…	…	…	…	…	5.3	4.5	0.8	2.6	1.7	0.9	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
面接相談員	…	…	…	…	…	…	…	…	…	1.4	1.3	0.1	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
福祉用具専門相談員	3.7	3.5	0.2	3.6	3.4	0.2	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
管理栄養士	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.0	0.0	0.0	…	…	…	…	…	…	…	…	…
栄養士	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.0	0.0	0.0	…	…	…	…	…	…	…	…	…
調理員	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.2	0.1	0.1	…	…	…	…	…	…	…	…	…
その他の職員	0.9	0.8	0.1	0.9	0.8	0.1	0.2	0.1	0.0	0.3	0.3	0.0	0.3	0.2	0.1	0.5	0.3	0.2	0.5	0.4	0.1	1.2	0.8	0.3

注：1) 常勤換算従事者数は調査した職種のみであり、調査した職種以外は「…」とした。

2) 介護予防のみを行っている事業所は対象外とした。

3) 従事者不詳の事業所を除いて算出した。

4) 「常勤」は兼務者の常勤換算数と専従者数との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

5) 短期入所生活介護は、空床利用型のみに従事者を含まない。

6) ※は機能訓練指導員の再掲である。

7) *は介護職員の再掲である。

8) **は計画作成担当者の再掲である。

9) ※※は専門職員の再掲である。

10) 介護療養型医療施設は、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。

11) 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、通所リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の看護師は、保健師を含む。

統計表 居宅サービス事業所・介護保険施設の1施設・事業所当たり常勤換算従事者数(3-3)(詳細票)

(単位:人)

平成25年10月1日現在

	複合型サービス			地域密着型介護老人福祉施設			介護予防支援事業所 (地域包括支援センター)			居宅介護支援事業所			介護老人福祉施設			介護老人保健施設			介護療養型医療施設 ¹⁰⁾		
	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
総数	13.7	10.8	2.9	22.2	19.6	2.6	5.5	4.9	0.6	2.7	2.4	0.2	47.5	40.6	6.9	53.7	47.9	5.8	34.5	31.3	3.2
施設長	0.7	0.7	0.0	0.8	0.8	0.0
医師	0.1	0.0	0.1	0.2	0.0	0.2	1.1	0.9	0.2	2.5	1.8	0.7
歯科医師	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
薬剤師	0.3	0.1	0.2	0.9	0.8	0.1
看護師 ¹¹⁾	3.5	2.8	0.7	1.0	0.8	0.1	※※ 0.6	※※ 0.5	※※ 0.0	2.1	1.7	0.4	4.8	4.0	0.8	5.9	5.4	0.6
准看護師	0.8	0.6	0.2	0.8	0.7	0.1	1.9	1.6	0.3	5.3	4.6	0.7	6.2	5.6	0.6
保健師	0.0	0.0	-	※※ 0.8	※※ 0.7	※※ 0.0
助産師
機能訓練指導員	0.5	0.4	0.1	0.8	0.7	0.1
看護師(再掲)	※ 0.2	※ 0.1	※ 0.0	※ 0.2	※ 0.2	※ 0.0
准看護師(再掲)	※ 0.2	※ 0.2	※ 0.0	※ 0.3	※ 0.2	※ 0.0
理学療法士	0.2	0.1	0.1	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.1	※ 0.1	※ 0.0	1.7	1.5	0.1	1.6	1.5	0.0
作業療法士	0.1	0.1	0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.1	※ 0.1	※ 0.0	1.3	1.2	0.1	0.8	0.8	0.0
言語聴覚士	0.0	0.0	0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	0.2	0.2	0.0	0.3	0.3	0.0
柔道整復師	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0
あん摩マッサージ指圧師	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.1	※ 0.1	※ 0.0
歯科衛生士	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0
精神保健福祉士等	0.1	0.1	0.0
専門職員	4.9	4.4	0.4
社会福祉主事	※※ 0.1	※※ 0.1	※※ 0.0
介護支援専門員	0.6	0.5	0.1	0.7	0.7	0.0	※※ 2.2	※※ 1.8	※※ 0.3	2.5	2.3	0.2	1.2	1.2	0.0	1.5	1.5	0.0	1.1	1.0	0.0
計画作成担当者
生活相談員・支援相談員	0.9	0.9	0.0	1.4	1.4	0.0	1.7	1.6	0.0
社会福祉士(再掲)	0.2	0.2	0.0	※※ 1.3	※※ 1.2	※※ 0.1	0.4	0.4	0.0	0.7	0.7	0.0
障害者生活支援員	0.0	0.0	-	0.0	0.0	0.0
介護職員(訪問介護員)	8.2	6.4	1.8	14.9	13.3	1.6	32.0	27.9	4.1	29.1	26.7	2.5	13.9	12.8	1.1
介護福祉士(再掲)	3.3	3.0	0.4	6.9	6.5	0.4	17.4	16.3	1.1	17.6	16.8	0.8	5.6	5.4	0.2
実務者研修修了者(再掲)
旧基礎研修課程修了者(再掲)
旧ヘルパー1級課程修了者(再掲)
初任者研修修了者(再掲)
オペレーター
面接相談員
福祉用具専門相談員
管理栄養士	0.5	0.5	0.0	0.9	0.9	0.0	1.0	1.0	0.0	0.8	0.8	0.0
栄養士	0.2	0.2	0.0	0.3	0.3	0.0	0.3	0.2	0.0	0.3	0.2	0.0
調理員	0.8	0.6	0.2	2.2	1.7	0.5	1.7	1.3	0.3
その他の職員	0.3	0.2	0.1	1.0	0.7	0.3	0.6	0.5	0.1	0.2	0.1	0.0	3.6	2.4	1.2	3.8	2.9	0.9

注：1) 常勤換算従事者数は調査した職種のみであり、調査した職種以外は「…」とした。

2) 介護予防のみ行っている事業所は対象外とした。

3) 従事者不詳の事業所を除いて算出した。

4) 「常勤」は兼務者の常勤換算数と専従者数との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

5) 短期入所生活介護は、空床利用型のみに従事者を含まない。

6) ※は機能訓練指導員の再掲である。

7) *は介護職員の再掲である。

8) **は計画作成担当者の再掲である。

9) ※※は専門職員の再掲である。

10) 介護療養型医療施設は、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。

11) 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、通所リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の看護師は、保健師を含む。

用語の定義

1 介護予防サービス・居宅サービス

(1) 介護予防訪問介護、訪問介護

居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

(2) 介護予防訪問入浴介護、訪問入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供されて受ける入浴の介護

(3) 介護予防訪問看護、訪問看護

居宅で看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助

(4) 介護予防通所介護、通所介護

老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(5) 介護予防通所リハビリテーション、通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院・診療所に通って受ける心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法等のリハビリテーション

(6) 介護予防短期入所生活介護、短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等の施設や老人短期入所施設への短期入所で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(7) 介護予防短期入所療養介護、短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等への短期入所で受ける看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療並びに日常生活上の世話

(8) 介護予防特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等が、特定施設サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

(9) 介護予防福祉用具貸与、福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具で、日常生活の自立を助けるもの（厚生労働大臣が定めるもの）の貸与

(10) 特定介護予防福祉用具販売、特定福祉用具販売

福祉用具のうち、入浴又は排せつの用に供するための用具等の販売

2 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回訪問又は通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回訪問又は通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

(3) 介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型通所介護

認知症の要介護者（要支援者）が、デイサービスを行う施設等に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(4) 介護予防小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護

居宅又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、又は短期間宿泊させ、当該拠点において受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(5) 介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護

比較的安定した状態にある認知症の要介護者（要支援者）が、共同生活を営む住居で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等が、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

(7) 複合型サービス

訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス

(8) 地域密着型介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による市町村長の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

3 介護予防支援

居宅要支援者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスを適切に利用するための介護予防サービス計画等の作成、介護予防サービス提供確保のための事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うもの

4 居宅介護支援

居宅要介護者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、在宅サービス等を適切に利用するために、利用するサービスの種類・内容等の居宅サービス計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うとともに、介護保険施設等への入所が必要な場合は施設への紹介その他の便宜の提供等を行うもの

5 介護保険施設

(1) 介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が30人以上であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

(2) 介護老人保健施設

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設

(3) 介護療養型医療施設

医療法に規定する医療施設で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設

6 ユニットケアの介護報酬上の届出種別

ユニットケア

少数の居室とそれに近接した共同生活室（入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所）により一体的に構成される場所（ユニット）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるもの

(1) ユニット型

全室個室・ユニットケアを原則とし、全ての居室について介護報酬上の施設等の区分を「ユニット型」として届け出た施設又は事業所

(2) 一部ユニット型

一部の居室について、個室・ユニットケアを原則とした居室を採用し、これに該当する部分の介護報酬上の施設等の区分を「ユニット型」として届け出た施設又は事業所

7 認知症のランク

「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」による

(1) ランクⅠ

何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にはほぼ自立している

(2) ランクⅡ

日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる

(3) ランクⅢ

日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする

(4) ランクⅣ

日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする

(5) ランクM

著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする

8 寝たきり度

「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」による

(1) ランクJ

何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する

1. 交通機関等を利用して外出する
2. 隣近所へなら外出する

(2) ランクA

屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない

1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する
2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている

(3) ランクB

屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ

1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う
2. 介助により車いすに移乗する

(4) ランクC

1 日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する

1. 自力で寝返りをうつ
2. 自力で寝返りもうてない

9 常勤換算従事者数

兼務している常勤者（当該施設（事業所）において定められている勤務時間数のすべてを勤務している者）及び非常勤者について、その職務に従事した1週間の勤務延時間数を当該施設（事業所）の常勤の従事者が勤務すべき1週間の勤務時間数で除し、小数点以下第2位を四捨五入した数と常勤者の専従職員数の合計